

参議院文教委員會會議錄第八号

昭和三十三年三月十八日(火曜日)午前
十時四十二分開会

委員の異動

三月十四日委員林田正治君及び矢嶋三
義君辞任につき、その補欠として松岡
平市君及び吉田法晴君を議長において
指名した。

本日委員榎原亨君辞任につき、その補
欠として高野一夫君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
吉江 勝保君
松永 忠二君
常岡 一郎君

委員

大野木秀次郎
川村 松助君
高野 一夫君
林屋亀次郎君
松岡 平市君
三浦 義男君
吉田 萬次君
秋山 長造君
高田なほ子君
大和 与一君
吉田 法晴君

国務大臣

文部大臣 松永 東君
政府委員 文部大臣官房 齋藤 正君
総務参事官

文部省初等中
等教育局長 内藤譽三郎君

文部省大学
学術局長 緒方 信一君

文部省社会
教育局長 福田 繁君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件
○本委員会の運営に関する件

○国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立の小学校及び中学校の特殊学級
における教育の振興に関する法律案
(松永忠二君外二名発議)

○国立競技場法案(内閣提出、衆議院
送付)

○学校保健法案(内閣提出)

○理事の辞任及び補欠互選

○教育、文化及び学術に関する調査の
件 (教職員の勤務評定に関する件)

○委員長(湯山勇君) これより文教委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いた
します。三月十四日、矢嶋三義君及び
林田正治君が辞任され、その補欠とし
て、吉田法晴君及び松岡平市君が選任
されました。

○委員長(湯山勇君) 去る十四日開き
ました委員長及び理事打合会の経過に
ついて報告いたします。

教職員の勤務評定に関する参考人の
意見聴取については、関係者が年度末
で多忙である事情を考慮して来月に持
ち越し、なるべく早い機会にこれを行
うことといたしました。

道徳教育に関する参考人について
は、教育課程審議会の答申が行われた
直後、審議会委員及び学識経験者、各
数名の出席を求めることにいたしました
。

科学技術振興に関する参考人につい
ては、来月中に行うこととし、なお、
具体的な日取りについては、決定を持
ち越しました。

区域外入学については、十九日、本
会議散会後、麹町中学及び番町小学校
を实地調査することとし、必要があれば
さらに参考人の出席を求めることに
いたしました。

次に、前回の委員会で取り上げまし
た自衛隊の航空基地周辺の学校におけ
る騒音防止については、委員会の決議
とすることになりましたが、本件につ
いては後ほどお諮りいたします。

また、懸案になっておりました著作
権法の改正については、いわゆる海賊
版に対する罰則強化について行い、レ
コードの盗用等については、審議を行
なった後、必要があれば付帯決議をつ
けることといたしました。なお、本件
に関する一部改正法案は、各派共同提
案とし、便宜上各会派の理事が賛議者
となることにいたしました。

次に、本日の日程としては、まず本
付託になっております国立学校設置法

の一部改正法案及び公立の小中学校の
特殊学級の振興法案について提案理由
の説明を聴取し、ついで国立競技場法
案の質疑を行うことといたしました。
なお、本案の質疑を終了することがで
きれば、本日は採決を行うことにな
っております。

次に、学校保健法案について、前回
に引き続き質疑を行い、午後は、教
育、文化及び学術に関する一般質疑を
取り上げることになっております。

以上、報告の通り取り運びすることに御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋山長造君 ただいまの委員長の報
告の中で、勤務評定の問題ですが、勤
務評定の問題は、この前も私、委員長
報告に対して多少の質問をしたんです
が、この前たしか今月の三日だったと
思います。三日の理事会で、三派派と
も一致して、十八日に関係者を呼ぶと
いうことをきめておったと思う。それ
がその後になりまして、何かもやもや
とした理由で、その十八日という点がほ
かされた。その点についてこの前質問
をしたんですけれども、私も十分に納
得できないまままで済んだわけです。と
ころが今度は、また日にちを延ばす理
由が別の理由になってきている。年度
末多忙という理由が出てきた。

これは一体延ばすために作り出した私
は理由じゃないか、こうまあ邪推かも
しれぬけれども、思わざるを得ない。
その点がどういふことで年度末多忙と
いうことが突然きょうになって出てき

たのかという点についての御質問が
一つ。

それから、一体そういうことで理事
会の申し合せなり、あるいは委員会の
運営ということが適当に行われるとい
うことは、やはりおもしろくないと思
うんです。物事はできるだけきちっ
と、やはり問題が問題ですから、やっ
ていただきたいと思う。それからこの
問題、勤務評定についてのよし悪しの
立場は、それはいろいろあります。こ
れは自民党さんは賛成なさるでしょ
う。私もこれは反対の立場です。さ
ら、だからこれは議論をやり出せば、
どこまでも発展するでしょうけれど
も、与野党で議論をやるための参考人
を呼ぶんじゃないですか、参考人に
対していろいろ不審の点を質疑をし、
また意見等も交換をして、そうして
われわれの今後の審議の重要な資料に
したいということですから、これはも
う感情的にものを考えないで、私はや
はり最初三月三日の理事会できめられ
た線に立ち帰って、本然の姿に帰っ
て、私は一つものを純粹にきめていた
だきたい。年度末多忙だから四月に延
ばす、四月に入れば、今度は年度始め
多忙だから、さらに先へ延ばす、その
うちにもう総選挙が近いから事実上で
きぬじゃないかというにきまっており
ます。この点は私は非常に不満を持っ
たものです。同時に、非常に不明朗なも
のですね。委員長におかれて、その点を
もう一度はつきりとしておいていただ
きたい。

それから第二点は、もぐり入学について、麹町中学と番町小学校を現地調査をすることになったようでありますが、その点は私も異存は別にございせん。ただ文部大臣にそれに関連してお伺いしたいんですが、この間十三日の委員会の冒頭にこの問題についての文部省の措置いかんということをお尋ねしたときに、文部大臣は二、三日前に通達を出した、こう御答弁なさった、さらに私が内務局長に同じ席上で確かめたら、内務局長はきのう出した、だから十二日に出した、こう答弁なさったわけですね。そこで新聞等に対する連絡等が十分にできていなかったのじゃないかということをお尋ねしたら、きのうの晩出したので、記者クラブがすでに帰っておって記者クラブに連絡するいとまがなかった、こういう話だったのです。ところが、その後私どもの手元に配られたこの通達の日付を見ますと、三月十三日に出してある。大臣の答弁では二、三日前というのですから、十日か十一日にはもう出ておったことになる。当事者の内務初中局長の話では、十二日にはこの通達は出ておるはずなんです。ところが、配られたものは十三日付で出ておる。こんな私は委員会を愚弄するようなインチキな、その場のがれの私は御答弁というものは私は不謹慎だと思つておす。その点について一つ大臣の御所見をお伺いしたい点が第一点です。

それから第二点は、そういうことだから当事者の内務局長でさきような昼、十三日の昼になってやっと出したものを、十三日の昼より前の朝の委員会で私が質問したときにきのう出したと、こう答弁された、これは全く人をばかにした答弁なんです。誠意がないのです。同時にそういうようなもの考え方でもやっておられるから、もぐり入学が幾らやかましく言ってもなかなかやまんのです。文部大臣自身が、あるいは文部省の当事者自身が、まあ文部省の委員会で言うから、通り一べんの通知を言いわけ的に出してあげてというくらいなことじゃないかと私は思うのですが、この前文部大臣がもう非常にはっきり明確に答弁なさったので、私は文部大臣に対して満腔の敬意を表したのですけれども、あとから出てきたこの日付を見ると、私はこれは文部大臣はこの日付を知らずに、部下がやっておるものとして、あるいは御答弁になったと思うのです。そういうもぐり入学そのものに對して文部省の当事者の考え方というものがこれほど甘過ぎるということについて大臣の御所見をお伺いしたい。

それからさらに第三点は、とにかく十三日にこの通達を出された、そうしてこの通達は相当世間に、相当というよりも多少の反響はあつたようなんです。またすでに一週間近くたつておりますから、各都道府県の教育委員会には届いておると思ひます。教育委員会からさらに末端の地教委にも届いておらなければならぬ。問題は、この通達の内容は相当行き届いた内容だとは思ひますが、これで一体出しつばなしでこのままほうっておかれるのか、それともこの通達を出してどこまで徹底したかということについて、その効果というか、成果というか、事後の事情についての確認をどういうような方法でなさり、さらに今後どういうような恒

常的な措置をとつておゆきになるおつもりであるか、その四点について文部大臣にお伺いしたいと思ひます。

○委員長（湯山勇君） 秋山君に私の方からお答え申し上げます。本件に關しましては、理事会でいろいろ討議いたしまして、強い要望もありましたが、ちょうどたゞいま各府県とも県議会の時期に當つておつて教育長及び教育委員長の手が放せないような状態にある、それに續きまして年度内には人事異動がありまして、そういうこととの関連においてやむを得ず延期するといふことになつたのであつて、各会派の理事とも年度末越えれば早急にやるといふことについてはかたい約束ができておりますから、一つ御了承いただきたいと思います。

○高田なほ子君 それはちよつと了承できないのです。いいですか、勸評のこの理事会の御決定は、それはそれとして受け取るわけです。しかし私は、前回の委員会であつたと思うんですが、理事者側からだけの意見ではなくて、やはり各方面の意見を聞きたいと、こういう問題について委員長の方で善処願いたいということであつたわけなんです。今の御報告は、理事者側が学期末で非常に忙しいということとは十分承知しますが、その他の問題で善処するということについてはどういふふうに理事会には諮られたか、これは私の趣旨がさっぱり理事会に届いていない。委員長しつかりしてもらわなければ困る。

○委員長（湯山勇君） お答え申し上げます。この高田委員の御提案は、そういう人ただけを単独に呼ぶという意味ではなくて、教育委員長、教育長を呼ぶ場合に、そういう人も合せて検討してくれという御要望だつたと思ひます。そこで前回決定されておりました教育長並びに教育委員長がそういう事情であれば、それと切り離して高田君の御要望だけをここでやるということも、まあ委員会の決定の筋からいへばどうかと思われまして、それと一緒に扱つていうことにしたのでござい

○高田なほ子君 それは私……高田君の御要望ではなくて、高田君がここで出して提案したことを委員会が御承知いただければこれは文教委員会としての問題として取り扱つてもらうのは当りまえだと思ふ。委員長は、その高田君一個の意見だからというふうにおとりになりますが、そうではなくて、この勸評問題は非常にやつぱり今大きな問題になつてきています。そうしてこの問題に世人が注目を集めているときに、少くとも参議院の文教委員会が各方面の世論を聴取される、そういう熱意がやはり超党派的に集められなければ、勸評問題を中心にして政治介入といふほんとうにつまらない問題に私は発展してゐるのではないかと、むしろそのことを憂へるんです。だからこの教育問題はいろいろ党派々々で議論はあるでしょう。あううけれども、少くともこういう大きな問題は超党派的に、できれば一日も早く、各方面の意見も聞き、理事者側の意見も聞いて、そうしてわれわれが確とした考えを持つに至るようによき措置してもらいたいものなんです。どうして理事者の方がだめだからといって、それでおしまひにしてしまつたのか、どうも納得できないのです。

○委員長（湯山勇君） ただいまのは、高田君の御要望はもう全委員に於いて確認したことですけれども、それは単独で第三者といひますか、関係者を呼ぶといふんではなくて、理事会の決定は教育委員長及び教育長を呼ぶといふことに對して、その際それ以外の人をも呼ぶべきだといふことで取り上げられましたわけでございますから、その点はやはり同じように運ぶという意味で特に教育長及び教育委員長を呼ぶとして、その他の人だけということについては論議をいたしております。

○松永忠二君 今、参考人を呼ぶといふことについて、まあ三月は学年末で忙しいというやうな話、四月になつたらばというお話があつたんですが、新聞あたりで見ても、これはあとからまた午後にお聞きをしたいんですが、文部大臣あたりも四月には規則ができて、そうしてその各府県の教育委員会は規則を作つて九月には全国的に実施できるというやうなことが言われておる。そうなつてくると、四月にもうすでに各府県が実施規則を作るといふときに、私たちとしてはこの問題についてこれを作られた、試案を作られた教育委員会の教育長の方々や、あるいは教育委員長の方々十分お聞きをして、そうして各県で実施規則を作る場合の参考にするために、十分にお聞きをしたいと思ふわけです。そうなつてくると、ただ四月に入つたらばやるといふことでは、実際には時期を失してしまふと思ふ。この点については委員長・理事会でどんな話をされて、どんな確認のもとに四月になつたらばというやうなことを言われたのか、その辺を一つはつきりお聞きをしたい。

○委員長(湯山勇君) お答え申し上げます。今おっしゃったようなことをいろいろ検討いたしました。従来日にちの決定に消極であつた会派の理事の方々も、そういう事情であれば四月には、先ほど御報告申し上げましたように、なるべく早い機会にやるといふことは確認されましたので、そのように運べるものと確信をいたしております。

○国務大臣(松永東君) 今の秋山さんの御主張ですが、これはなるほどあなたのお説の通り、十三日でしたか、日は忘れましたが、二、三日前に私は局長に言いつけて、そうしてなるほど秋山さんの御主張、ああいうことがあつてはいかぬから、もう入学は何とかしなきゃいかぬ、すぐ通達を出すようにというところは、局長に話をしておいたわけであります。でありますから、私は出したものと思つておつたのです。が、しかし考へてみると、局長自身が筆をとつて一々出すわけでもないことは御承知の通りですから、やはり一日や二日のズレがあることは、これは決してインチキでもなければ杜撰でもないのです。私はあなたのお説が、なるほどこれはちょうど時期が時期だから、この際に願わくば新聞紙にでも発表してもらつて、これを國民に周知せしめて、そうしたあやまちを犯さないように、ちょうど時期がいい時期だからやらなければいかぬと思つて、そうして念願しておつた。幸いにして新聞社にそれを取り上げていただいて、そうしてあつた通知が公表された。新聞の上で報道されましたから、それで私は非常に効果を上げ得ることだと思つております。決して私どもの方では、そうごちゃまかして二日や三日のことを何じやかんじや言ふのじやないんです。しかし役所の仕事は、すでにあなたは御承知の通り、多少やは一、二日のズレはあるのです。それでほんとうにあなたの御主張によつてそれがこゝまで、みんな通達をして新聞にまで出してもらった。これで私は効果が上るものと思ふ。ことに教育の問題ですから、なるほどそうだとおつたとは、みんな感得して、私は自爾の實が上り得ると確信しております。

○秋山長遠君 私の申し上げるのは、大臣のおっしゃることと多少違ふことをお聞きしてゐるんです。大臣がもう入学の問題について私をごまかしたといふようなことを私は申し上げておるのではないのです。これはもう大臣が誠意をもつておやりになつておられることは、これは重々認めて敬意を表しております。ただ私は文書の通達の扱いとして、それはもう役所の仕事が一、二日おくれれるといふようなことはこれはあり得ることです、印刷がきよくできると思つてもあつたなりたりするのですから、それはそれで別個の問題なんです。ただし、通達の日付といふものは、これは局長通達なら局長が決裁したときの日付になる、何月何日の。だから三月十三日の通達であるならば、どんなことがあつても三月十三日より前に出ることにはないんです。

○吉江勝保君 決裁となつては違ふ。決裁は決裁だ。決裁の日付と通達は違ふよ。

○秋山長遠君 吉江さんから助けを出していただけてよくわかりました。そういういたしますと、十三日の日付という

ものは、これは案を、上つてきた案を初中局長が決裁された日付なんです、十三日の日付というの。そういたしますと、それからさらにこれを印刷に回してすると、さらにそれより発送がおくれるはずなんです。発表もおくれるはずなんです。ところが、十三日の朝私が初中局長に對して、いつ通達を出したかと質問したら、きのう出したと、こうおっしゃつた。だからますますすずれてくるのです。だから、事務当局としてそういうその場のがねな、それは大臣がそういう日付を一々お知りにならぬのは当然です。それは、そこまでお年を召しておる大臣に、一々日付のことまで覚えておれといふようなことまで要求するつもりはありませぬ。当事者の局長が、きのうとききやうのこと、あるいはあつたことを頭に

はつきりなけりやならぬ。それをこの場にきて、そして十三日の朝私が質問すると、きのう出した、こう言ふのです。きのうのいつ出したかと言ふと、きのうの夜出した。夜で記者団がもう帰つてしまつて新聞には発表できなかった。ところが、実際に出てきたこの通達の日付はきのうじゃなくて十三日の日付になつておる。十三日の日付の通達がきのうそれは出るはずはない。また事実出てこなかった。だから私がこゝで質問して、すでにきのう出しましたといふ初中局長の答弁はあつたけれども、実際にはその答弁はあつた数時間後の十三日の昼にこれは出ておるのです。だから十三日の日付というの、これは自身としては正しい。ただ初中局長が、それならそれでその事実を私にはつきり言つて下さつたらいい。別に何も私は平日や一日のことを

どうこう言つておつたわけじやないのですから。だから私の申し上げておるのは、そういうようなわかり切つたことを、ただその場のがねにいいかげんな答弁をされて、そうしてお茶を濁されるという態度がけしからぬといふのです、政府委員として。その点はどうですか、大臣。

○国務大臣(松永東君) これは秋山さん、私もよく判ををつくるときに見るといふと、十三日に出すやつを前にちゃんといふと、大臣に何うといふのできません。それに判をつく。それがいつてから多分文書は出ると思ふ。ですから、その前にちゃんと決裁はしてあると思ふ。私はそう思ふのです。ですからそこで問

應は、秋山さん、決して文部省が誠意を持たぬでもなければするいのでもないんです。ですから、そうしてまたあなたの御主張によつて、ちやうど時宜を得た御質問であつて、それがやはり天下にあまねく公表されて、新聞あたりも取り扱つて実績を上げ得ると思ふのです。ですから、その平日や一日のことは、貴重ないろいろな御審議をなさるときですから、まああとの実績にまかしておいていただいて、このくらいなところで一つどうです……。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて下さい。

○大和与一君 かない約束をしたといふのですけれども、それは当てにならぬからちよつと聞くのだけれども、委員長理事打合せにおまかせした場合には、委員会としては大体は承知できるわけです。しかし今度の場合は、どうも私は考へてみると、まあ一般的に四月から勤務評定が相当強く推し進められるといふことを聞いておるわけです。わが群馬県においてもそうだ。そうすると、いわゆる人事問題のことなんかあるといふのだけれども、実際には、悪い言葉でいへば勤務評定についての地方へのやみ取引といふか内面指導といふか、そういうことをやつてい

るに違ひない。そうすると、今こゝでわれわれがそれを取り上げて十分意見を聞いて、そして正しい指導をしてやらぬと私は間違ひが起るのじやないかと、こう思ふのです。そこで私のお願いは、できれば委員長理事打合せをもう一度やつていただいて、そして四月に適當なとか、早いとかいふようない

いかげんなことじゃなくて、もう少しちゃんと、一日も早く、できれば一日もこの月にはまるように何とかもう一ぺん折衝いただくといふ誠意が委員長におありになるか、それを聞きたい。

○委員長(湯山勇君) お答え申し上げます。実は先般、十八日ということは大體決定しておつたのも大和君の御意見のような立場できめておつたわけですから、ところが、それに対して異議が出て、結局今のようなどころで月内にすみやかにやるといふことについて意見の一致を見ないので、理事会では残念ながら。そこで、ただいまのような点も考慮して四月の初めならまだ充足してない、そういう時期にやろうといふことで、それについてはまだ早い時期といふことについては誠意をもつて各会派の理事とも運んでくれるものと、こういうことが確認されましたので、ただいまのような決定になつ

たわけてございます。

○高田なほ子君 これは文部大臣は、この席上で勤務評定がいよいよ成案を得て実施されるというような段階になれば皆さんもお話をしようというふうな話があったわけなのですが、いろいろいきさつはあるでしょうけれども、もう文部省の手から離れちゃって、それで地方の都道府県教育委員会がはやもう成案を得て四月一日からこれを実施にやっていくのだ、提出する時期等については九月というふうになつてゐるらしいですが、こういう段階になつてしまつて、何でもできてしまつてから人の話を聞いても、これは私は一向つまらぬと思うのですよ。東京都のいろいろ交渉の状態なんかも聞いてみますと、もう四月一日からどうこうというような話も聞いているのですがね。そんなに全部固まつてしまつてから経過をここで聞いたつて何にもならないですよ。そういう経過を聞くつもりであつて延ばしているのだから、そうでなくて、その成案過程でわれわれの意見も、また理事者側のそういう意見も十分に職をせながら事案なりなきを期するための一つの参考人としての御意見を聞くというのであれば何も四日にならなかつたつて、事重大であると考えたならば発表前に私どもが意見を聞けるように措置していただきたい。具体的に言うならば四月ではなくて、問題が重要であるから一日あるいは半日くらいの時間をさけないという私は理由はないと思うのです。このことは、だから実施前にこのことが実現できるやうに取り計らつていただきたいが、この問題について委員長どう考えられますか。

○委員長(湯山勇君) お説の通りで、私も、特にまあ委員長としては早い機会にというので一応三月の十八日という決定を見たのですけれども、それについては必ずしも各会派の同調が得られなくて、今日のような事態になつておることはまことに遺憾だと思ひます。しかしながらそうかといつて、それじゃこれはもうこのまま見送るかといふと、そういう性質のものでもなく、こういう事態の中でもできるだけたゞいまのような御趣旨が実現できるようになるべく早い時期にこれを行うといふことで努力をして参りたい、こういうことなんです。

○高田なほ子君 その、なるべく早い時期というのが私にはわからないのですよ。さっきのお話では、四月という事が出ているから私は食い下つてゐるのですが、四月からもうやるのだと、こういうふうに言つておるのに、やつてしまつてからここで意見を聞いても何にもならないといふんです。だから四月にやるといふことになればわれわれの意向というものを結局実質的にはまあ見送つてしまつて、形だけは公聴会をやつたといふならば、私は公聴会のほんとうの使命は果たされないと思ふ。だから、これを実施前にやるといふことに委員の方から明言していただかなければ、理事打合会の線もほけてくると私は思ふのです。委員長いかがですか。

文部省が案を決定して全国一斉にやるという性質のものではなくて、各府県のある程度自主的な時期その他についての裁量の余地が残されておりますから、四月のなるべく早い時期にやれば必ずしもすべてが手おくれになるといふものでもない。ことにまあ今きょうあつたか今週中とかといふことでは各会派の御了解が得られないといふことと、それではかえつてこの四月初めに行ふことさえも困難になる。そういう情勢もありましたので、できるだけ御趣旨の生きるやうな方法で、なるべく早い時期にやるといふことの決定しかできなかったわけなんです。非常に遺憾だと思ひますけれども。

○高田なほ子君 委員長ばかり責めちゃ悪いんですけども、どうもそれじゃ納得いかないのです。何となればこの全国教育長の協議会というのがありましたね。全国的な協議の機関で、大体線をもう今そろえてきめておるわけなんです。この線の実施をまず東京あたりが中心になつてやつて、東京がやれば一斉にやろうといふやうなそういう態勢の中でですよ、各県まちまちだからまあ四月に入つてからでいいというのじゃなくて、今勤務評定を実施しようといふそのポイントが、今東京とやうなところに押えておるときに、東京が四月一日といふ線を出しておるときに、私は四月に入つてからやつてもいいという理屈は成り立たないと思ふ。ですから、そういう情勢の分析といふものを、どういふふうにしてわれわれが意見を聞く機会を早く設けるかといふことについて、もう少し慎重に考えていただきたい。で、なるべく早い時期では私には納得できないので、実施

するといふその以前に意見を聞くといふ線だけはここではつきりきめていただきたい。

○委員長(湯山勇君) 高田君に申し上げますが、参考人ではなくて証人喚問といふやうなことであれば、お説のやうにこちらから日にちを設定できればして、呼び出すことも可能と思ひますけれども、各府県の議会の開会中あるいは年度未準備で忙しいという理由でもって参考人の方で差しつかえるといふことであれば、何とも今のところいい方ないじゃないかといふことも考へられますので、なお御趣旨は十分わかりますから、そういう御趣旨の方も考慮してなるべくすみやかに理事会において協議したいと思ひます。

〔了承と呼ぶ者あり〕
それでは、委員長報告の通り進ぶことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

なおこの際私の方から文部大臣の方へお尋ねしたいのは、教育課程審議会の答申が出たやうに新聞では発表になつておりますが、これが出れば早急に参考人を呼ぶことが理事会において決定をされておりますので、答申があつたか、なかつたか。あつたとすれば、その答申をすみやかに当委員会に資料としてお配り願ひたいと思ひますが、これはいかがでしょうか。
○政府委員(緒方信一君) 私、担当でございますので、正確なことを申し上げられませんが、調べましてお答えしたいと思ひます。
○国務大臣(松永東君) 一昨日でしたか、答申がありました。それでその答

申が一昨日ですから、まだこまかくは私読んでおりませんが、答申のあつたことだけは間違ひありません。
○委員長(湯山勇君) それでは、それを資料としてすみやかにお配り願つて、理事会決定通り参考人を呼びたいと思ひますから、すみやかにお配り願ひたいと思ひます。

それからもう一点は、新聞紙の伝うるところによりますと、何でも校長、教頭を組合員から除外するといふことについて自民党の六役会議が決定をして、文部大臣にそのことのいろいろ要請があつたといふことが伝えられております。今ここで校長、教頭を組合員から除外するこの内容の当否は別といたしまして、そのことについての話には別にいたしまして、伝えられるところによると、そういう法案を出すことによつて解散の手がかりをつかもうといふやうなことが伝えられております。もしこういうことだとすると、本委員会としてはまことに迷惑千萬なことであつて、これは将来のこの委員会の運営にも重大な支障があるといふやうに考えますので、その経緯について、内容の問題には触れませんが、そういう事実がないのだといふことならばない、あるのならある、それはどういふことだ、それから伝えられるところでは、文部大臣はそういうやり方については反対だといふことも伝えられておりますが、そういう点についてはどういふふうになつてゐるか、一応委員会運営の上から大臣にお尋ねしたいと思ひます。
○国務大臣(松永東君) この問題につ

扱等についての関係法令の整備のため
の法律が、それぞれ改正されましたか
ら、養護学校における教育は漸次充実
の機運に向いつつありますけれども、
一方特殊学級につきましては、本年度
予算の設備費八百万円、昭和三十三年
度予算に設備費七百七十六万円と施設
費約一千万円が計上されているにすぎ
ません。

このような現状のまま推移いたしま
すならば、劣弱な心身を持つ特殊児童
生徒が、その体力知能に適応しない教
育を施されることによってこうむる甚
大な不幸は、彼らの生涯を通じて拭い
去ることのできない結果を招きますの
はむろんのこと、他面一般正常児に対
する教育効率の上に及ぼす影響もまた
僅少にとどまらないことが容易に察知
いたされます。

近時特殊学級設置について社会の関
心が次第に高まり、保護者においても
その必要性に対する理解が深まりつつ
ありますことは、まことに喜ぶべき傾
向でございます。中学校の特殊学級
におきましては、個々の生徒の能力に
適応した職業指導を行うことによつ
て、社会人としての彼らの将来に光明
を点じ、清々その成果を上げておりま
すことも、特に注目すべき事実でござ
います。

教育基本法にうたわれております教
育の機会均等の趣旨を尊重し、真の人
間愛に立脚して教育の本質に思いを
いたしますならば、これらの特殊学童
のためすみやかに特殊学級を設置し
て、その心身に適合した教育を施しま
すことが、国家社会に課せられました
大きな責務であることを痛感いたしま
す。

以上申し述べました理由によりまし
て、精神薄弱児、身体不自由児その他
心身に故障のある児童または生徒に対
する教育の特殊性にかんがみ、国及び
地方公共団体が公立の小学校及び中
学校の特殊学級における教育を振興す
るために実施しなければならぬ諸施策
を明らかにし、もってこれらの児童生
徒に対する教育の水準の向上をはかる
ことを目的として、ここに本法律案を
提出いたしました次第でございます。

本法律案の骨子といたしましてところ
は、特殊学級教育の目標及び定義を明
らかにし、特殊学級に關し、国及び地
方公共団体の任務についての所要の規
定を設けたこととあります。

すなわち、国は、特殊学級における
教育の振興をはかるように努めるとも
に、地方公共団体が特殊学級教育の
振興をはかるように奨励しなければな
らないものとし、公立の小学校及び中
学校で特殊学級を置くものの設置者に
對し、特殊学級教育に必要な施設また
は設備で政令で定めるものに要する経
費の二分の一を、国が補助するものと
いたしました。ただし付則において、
昭和三十三年度に限り、右の経費につ
いては、予算の範囲内においてその一
部を補助することができると読みか
えることといたしました。

次に、国及び地方公共団体は、特殊
学級教育の特殊性に基き、公立の小
校及び中学校において特殊学級を担任
する教員の定員及び待遇について、特
別の措置を講じなければならぬ旨の
規定を設けました。

なお、この法律は、昭和三十三年四
月一日から施行することといたしてあ
ります。

以上、本法律案の理由並びに内容の
概略を申し述べました。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御賛同下さいま
すようお願いいたします。

なお、本案を審議していただきます
のに非常に参加になるし、大へん特殊
学級児童の立場がよくわかりますもの
が、「小さな芽はえ」というので四巻の
文部省の企画製作したものがあるの
でございますが、機会を見て本国会中に
委員の方々に御一覽をいただくように
一つまたお考えをいただきたいと思います。

○委員長(湯山勇君) 本案に対する質
疑は後日に譲ります。

○委員長(湯山勇君) 次に、国立競技
場法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願いま
す。

○秋山長造君 ちよっとお尋ねいたし
ますが、国立競技場という名前です
ね、この名前は使用制限を付されてい
ないわけですね、その点はどういう理
由なんですか。

○政府委員(福田繁君) ただいまお尋
ねの名称の使用制限でございますが、
これはいろいろ私も検討いたしたの
でございますが、こういう施設につい
て、さらにまた国立競技場といったよ
うな名称を使うといったこともほとん
どないのではないかと、こういうふうな
ところから一応名称使用制限の規定は
法律上設けなかったのでございます。

○秋山長造君 そういたしますと国立
競技場というのは、このあとの方に書
いてある今の神宮の外苑のあれです
ね、もうあれだけで、将来は、たとえ
ば東京だけでなしに、あるいは関西の

方にもう一個所というふうなことは考
えておられないわけですか。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御
質問の趣旨でございますが、この国立
競技場という名称は法人につけました
特殊法人としての名称でございますし
て、今建設中の競技場そのものの固有
名詞をどうするかという問題は別で
ございます。従ってただいまのところ
は東京の旧明治神宮外苑の跡にできま
した競技場が一個でございますから、
また将来はわかりませんが、たと
えば別のところにこういった競技場
の体育施設ができないとも限りませ
ん。そういった場合にはやはり相当な
適当な固有名詞は差しつかえなからう
と考えております。

○秋山長造君 そういたしますと、今
問題になっておる国立劇場ですね、国
立劇場あたりも大体こういう構想でお
やりになるのですか、関連しているの
ですか。

○政府委員(福田繁君) 私の担当いた
しておる仕事でございせんので、ま
だその辺は何もわかりませんが、これ
は今後の研究問題ではないかと考えて
おります。

○秋山長造君 出資を全額政府出資に
限ったのはどういう理由ですか。

○政府委員(福田繁君) 一応この方針
を、作る場合において、今建設中の国
立競技場においては全部政府が責任を
もってこれを建設するという建前を
とって参りましたので、将来これの整
備あるいは拡張という問題が起りまし
ても、いわば政府としてこの競技場の
整備などは責任をもつてやりたい。こ
ういうような趣旨から一応この法案の
趣旨に該當する規定においては出資

の、出資財産は政府に限定をいたした
わけでございます。

○秋山長造君 今後競技場の経営を
やっていく場合に、やはり過去の同じ
ような例からいたしまして、補助金
というふうな問題が出てくる。そうい
うものは考えておられないのですか。

○政府委員(福田繁君) これは、ただ
いまのところ現在建設中の、予算に計
上いたしておりますところの金額に相
當する施設、設備を政府としては出資
する予定になっておりますが、将来ま
たこの競技場をさらに拡充するとい
うような必要のある場合にはそういった
施設、設備の出資が必要になってくる
と思います。

それからさらに、運営費としてかよ
うな施設については全く独立採算制で
もって収入、支出のバランスがとれる
ということも考えられませんが、当
分の間運営費については、これを国か
ら補助してやる、こういうふうな考え
方で経営の方針といたしておるわけ
でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、一
応ひとり立ちできるまでの運営費の補
助は、やはり国の方でおやりになるの
ですか。

○政府委員(福田繁君) これは、収入
もある程度上げてそして採算のとれる
ような経営をすることが望ましいので
すけれども、こういった施設について
は十分収入を上げ得るかどうか。これ
はやってみなければわかりませんが、
そういった点で私も計算としては当
分の間運営費がやはり国の補助に頼ら
なければ十分でないのではないかと
いうふうなことも見通されますので、
当分の間は国としてはこれに補助金を

○秋山長造君　その点はけっこうで
す。

○政府委員(福田繁君) 御指摘の点はもつともでございますが、補助規定を

○秋山長造君 単なる予算措置という
ことでやられるということになるが、

ような、やはり基本的なワケだけは
しっかりしたものを作っておいたらいい

すます盛んになるということは、これはだれしも明らかなことです。そうす

書いても書かなくてもいいというよう
なことだが、文部省関係の予算を見る

この言葉があつてもかまわぬと思うの
ですが、なによりはその方がまだ国立

意をもつておられるのかどうか。その
らの点をもう一度お伺いしたい。

実はそういう予算の範囲内で補助をすることができるといふような規定は、

かしながら、こういう法人でやります
場合には、ある程度弾力性のある経営

な考え方だに進めたいと思つております。

それから第二の点は、弾力性を持つ

でも無理だという見通しだし、それからまた、必ずしも国立競技場の設立の

の規定があつた方が弾力的にやる面ではプラスになるのじゃないかというよ

いった予算の範囲内で補助することができるといふのは一応置かないという

その低いところの付屬施設を設けることにいたしておりますので、これらの

とは申し上げられませんが、一応従来
のそれらの施設につきましての各種の

○秋山長造君　そういたしますと、結局文部省としては、この補助規定とい

○改府委員（福田繁君）その点で……。

○委員長(湯山勇君) 次に、学校保健法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○高野一夫君 私の質問は多少専門的にわたるので大臣の御答弁をわずらわす必要はないと思いますが、担当政府委員から御説明をお願いしたいと思います。すでに前回の質疑であるいは各委員から御質疑が出たかもしれませんが、その点があつたらばさようにおっしゃって下さればあとで速記録を見ますからけっこうであります。

二、三順を追うて伺つてみたいのでありますが、確かめておきたいわけでありまして、この法律ができるということについてはすでにおそきに失した観がございまして、全面的に私は賛成でありまして、何とかしてこういうような保健体系ができることを渴望しているわけでありまして、そこで順を追うてお尋ねしますが、まず第二条に、学校において児童、生徒、学生または幼児及び職員健康診断を行う、その他保健に関する事項について計画を立ててこれを実施しなければならない、こうしてあります。これは確認しておきたいのでありますが、甲の学校、乙の学校、丙の学校、それぞれに別個に計画を立てて実施する、こういうことになりまして、それともその計画を立てることについては何か県とかあるいは国において総合的に一定の線にまめていく、こういうふうなふうのお考え方でありまして、その点を一応一つ伺つておきます。

○政府委員(内藤三郎君) 県なりあるいは市町村の教育委員会が統一的な規則を作りまして、それに基づいて各学校で具体的な実施計画を立てるのが望ましいと考へております。

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記つけて。

○高野一夫君 そういたしますと、各県で一つの条例と申しますか、基準を制定することになりますと、そのまゝ全国四十六の都道府県の基準になるようなものを文部省から、通達といひますか、全国的な基準みたいなものでも指図されて、こういうふうな程度な、こういうふうな内容がよからう、こういうふうなものを各県に指示されるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん全国というわけではございませんが、特に職員の健康診断あるいは学生、生徒の健康診断の基準、そういうものにつきましては省令その他通牒で指示したいと考へております。

○高野一夫君 よくわかりました。次に、第六条について伺いたしたのでありますが、毎学年定期的に生徒の健康診断を行う、これはこの条文ではこうなっておりますが、これは現在すでに實際問題としてはどこでも行われているのじゃないかと思ひますが、その実情をちょっと伺いたしたのであります。あるいは各学校が自発的に、あるいは県の教育委員会等がきめまして、それで義務教育関係、特にそういう方面で健康診断を行なっているのじゃないかと思ひますが、行なっているところ、行なっていないところ、大体大よその見当、まあ割合でけっこうでありますから、こまかい数字は要りませんから、現在のこの法律が出ない前の、現在までの

実情を大よその程度をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 本件につきましてはすでに文部省令をもって実施いたしておりますので、小、中学校におきましてはほとんど全部実施いたしております。なお職員については別でございます。

○委員長(湯山勇君) ちょっと今の答弁が残つておるのですね。実施状況……

○政府委員(内藤三郎君) 実施状況につきましては、これは学校別に多少違ひますが、学校は全部身体検査を行なつております。ただ児童数はそのとき欠席その他の児童がございまして、大休小、中学校で九七、八〇でございまして、それから疾病の異常の調査、それからその他体重、胸囲等の身体検査の分を合算して行なつております。

○高野一夫君 そうすると、第八条によつて、今度は毎学年定期的に学校の職員の健康診断を行うということになります。これは現在では別に文部省から指示とか省令の中には今まで入っておりませんでしたか、これは新たにこの法律に盛り込まれた事項でしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) この件も従来省令で行なつておつたものでございます。

○高野一夫君 そうすると、これが従来省令で行なつておつたといひます。先ほど第六条におけるがごとく、ほとんどの学校がこれを定期的に行なつておつたと、こう考へてよろしいですか。

○政府委員(内藤三郎君) 学校の児童及び生徒、教職員につきましては、従来から省令で、ほとんど全部実施しておつた、こういうふうな御了解をいただいてけっこうと思ひます。

○高野一夫君 私はその第二項にございまして、最後の方にある、教職員の結核に関する定期診断、これはいかになつておりましたか。

○政府委員(内藤三郎君) 結核における健康診断も行なつております。

○高野一夫君 ここで私は伺つておきたいのでございまして、われわれよく聞かされる話でございますけれども、学校の教職員、ことに義務教育関係の教職員の中には、非常に結核罹患者が多いということを聞いておつたのでございまして、従来文部省令に従つて結核に関する定期診断を行なつた結果、現在の教職員について罹患者が果して多いのかどうか、それは十分予防措置が講じられていたかどうか、また案外健康診断をやつてみたところ、それはそういうようなことはあまりない、結核の罹患者は比較的少ない、こういうようなデータが出ていますか、その実情をちょっと伺いたたい。

○政府委員(内藤三郎君) 従来結核における健康診断を実施しておられた関係で、最近では非常に結核が少なくなりましたが、終戦当時は非常に多かつたんです。大体三〇から四〇が結核にかかつておりましたが、最近は一、三〇程度に下つておりました。数といひまして大体七千人ぐらいが結核の患者でございまして、これが休職を受けて治療に専念しておる者でございまして。

○高野一夫君 その点については、私は別に質問を申し上げるわけではなくて、実情を知りたかつたわけでありまして、それをどうでございまして、

第十條に「健康診断の方法及び技術的基準については、文部省令で定める。」となつておりますが、これはどういうふうにしてお定めになるわけでありまして、これはまあこの条文からいひますれば、医学的に診断をする方法なり、いろいろ専門的にきめになることであらうと思ひますけれども、文部省独自におきめるわけでありまして、それとも厚生省あたりと相談の上におきめるのであるか、そういうことは条文に現れておらないが、實際問題としてはどういうふうな方法で省令をおきめになるお考えであるか、これを伺いたたい。

○政府委員(内藤三郎君) 第二項に省令についての規定がございまして、この十條のうち、「健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に關し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四條の健康診断に關するもの」は省令で定める、六條及び八條の健康診断については文部省令で定める。こういうふうになつておりますが、特に私どもは学校保健の審議会がございまして、学校保健の審議会にお諮りいたしまして、その項目等については検討したいと考へております。なおこの点につきましては、健康管理の面についての主管省である厚生省とも十分連絡をいたしたいと考へております。

○高野一夫君 ただいま御指摘になりました第六條並びに第八條の健康診断が、生徒並びに教職員の健康診断でございまして、これは省令で定められるということになりますので、この点については十分一つ専門的に御検討の上きめていただきたい、こういうことを私は

第十條に「健康診断の方法及び技術的基準については、文部省令で定める。」となつておりますが、これはどういうふうにしてお定めになるわけでありまして、これはまあこの条文からいひますれば、医学的に診断をする方法なり、いろいろ専門的にきめになることであらうと思ひますけれども、文部省独自におきめるわけでありまして、それとも厚生省あたりと相談の上におきめるのであるか、そういうことは条文に現れておらないが、實際問題としてはどういうふうな方法で省令をおきめになるお考えであるか、これを伺いたたい。

希望を申し上げておきたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことは、第十五条
学校保健技師であります。これも一つ
確認しておきたいのでございませう
が、学校保健技師というのは、学校に
おける保健管理に関する専門的事項に
ついて経験のある者、学識のある者、
こういうものを学校保健技師に充てる
と、こうなっておりますが、實際的に
は、これはどのような種類の人々にな
ることになるのでありましようか。

○政府委員(内務省三郎君) 具体的
には、この「保健管理に関する専門的事
項について学識経験がある者」という
意味は、学校保健技師を置くことの趣
旨から、医者が最も適当であろうとは
考えておりますが、そのほかに歯科
医、薬剤師等でも、この法案に規定す
る資格要件を満たせば差しつかえない
というふうに考えております。

○高野一夫君 そういふことがこの中
にはっきりしておらないのでありまし
て、ほかのたとへば、ここにこの保健
法に一番関係の深い食品衛生法があ
る。その中に食品衛生の管理者はこ
ういふものをもって充てるとちゃんと
はつきりしてある。それで学校保健管
理というところについては、ただばく然
と抽象的に、専門的学識経験のある
者、こうなっておりますので私は疑問
を持ったわけであります。私はそうい
うふうにかえておられるけれども、この条
文にはそういうことがはっきりしたつ
てない。学校医、学校歯科医、学校薬
劑師が適当であるというところは解釈上
今聞いたわけでありまして、この条文
の中にはない。そういったすれば、
もしもこの条文を拡大解釈いたしまし

て、そのほかの者で、医学あるいは歯
科医学、薬学の専門家に限らず、何
か学校保健管理に専門的学識経験を
持った者というふうなものがあるかど
うかわかりませんが、そういうものが
ある、医師、歯科医師、薬剤師のほか
にある、そういうような場合にはどう
なりますか。それは全然この第二項に
は該当しないとお考えになりますか。

○政府委員(内務省三郎君) 学校の保
健管理に關し、専門的技術的な指導に
當り得るといふ限界がございしますの
で、今御指摘になりました医者及び歯
科医、薬剤師以外にはないのではな
かうかと考えております。

○高野一夫君 その点は所管局長の御
説明が速記に残るわけであります
が、これは、しからばもう一度この点
について伺ひますが、さような解釈の
もとに学校保健技師を置かなければな
らないという文部省側の解釈は全国に
お流しになりますか。

○政府委員(内務省三郎君) 当然この
法律案が可決されました、学校保健法
が実施された際におきましては、実施
に對する通達を出しますので、その通
達の際に、はつきりとこれに對する解
釈も流したいと考えております。

○高野一夫君 了承いたしました。
第十六条、学校と、大学以外の学校
を區別して保健管理を行うことに
なっておりますが、およその見当はわ
かるのでありますが、こういうように
區別をされた基本的趣旨と申します
るか、お考えをちょっと承わっておき
たい。

○政府委員(内務省三郎君) 大体大学
につきましては、従来から省令では
しておりまして、この保健法につ

きましては、そういうある意味では従
来からやっておったものをそのまま踏
襲したということでございます。

○高野一夫君 そうしますと、周期的
な保健法ができたわけでありますが、
成長期にある学生の保健、健康管理を
やる、そういう将来、素質のいい肉
体を持った学生を卒業させる、こうい
うなことから考えますれば、義務教
育の關係であらうと大学であらうと問
はず、この学校の保健管理というもの
は私は必要なんじゃないかと、こう思
うわけです。それができないというこ
とは、たとえば経費の都合とか、それ
ともいろいろほかの都合があつて、
特に國家としては義務教育の關係だけ
を主としてやるのであつて、大学につ
きましては野放しにすればいいんだ、
これは自発的にやっていたらいいかな
い、こういうような考え方であるの
か。今は従来の慣例に従つてこうや
つたのだと、こういうお考えを聞か
しめていただけたわけでありますが、こ
ういふような場合に、大学についても、
さういふ機会に、大学についても、と
にかく学習をする、そういう機関全部
について学校の保健管理をやらなけ
ばならぬと、こういうような問題につ
いては、文部省内で何か検討、研究さ
れたことはありますか、ここに
おられないが、経過として……

○政府委員(内務省三郎君) 御指摘の
ように、もちろん大学でも私も学校
医、学校歯科医、学校薬劑師を置
いた方が適當であると考えております
が、従来の行きかきもありませんが、
今にわかに学校歯科医及び学校薬劑師
を必置制にするのはいかかと思つた
のでありまして、もちろん大学にも歯
科医なり薬劑師を置くことはけつこ

でございします。必置にするのには、ま
だ時期尚早ではなからうかと考えたの
でございします。

○高野一夫君 私は生徒並びに学校の
教職員の健康診断、保健管理というも
のは、小学校から大学に至るまで同様
な立場で考えて、文部省は考えてしか
るべきじゃないかと考えております。
しかしながら、諸般の事情上いろいろ
な御研究の結果さういふようになつた
点については、一応は現段階において
は了承いたしますけれども、將來にお
いては、とにかく中学まで健康管理を
やつた、それから先は野放しだと、こ
ういふようなことではせつかくの学校
保健法の趣旨を全うするゆゑでない
と思ひますので、この大学等につきま
しても十分その必要があるという点に
ついて、それをどういふふうの実施面
に移すかという点について十分御研究
をおきを願ひたいと思ひますが、いか
がでしやう。

○政府委員(内務省三郎君) 御趣旨よ
く承りました。

○高野一夫君 あと一、二点伺いま
す。第十九条に保健室というのがあ
る。「健康診断、健康相談、救急処置
等を行うため、保健室を設ける」、こ
の保健室というのはどういふふうな設
備、どういふふうな基準、あるいはど
ういふふうな機械器具を置かなければ
ならぬとか、さういふふうな設備的の
ことについては何かお考えがございま
るわけでありまして、またその保健
室は各学校が、これはやはりさうい
ふような基準で作れという指示を文部
省からなさるのだと思ひますが、さ
うでありますか。その点もあわせて御見
解を伺ひたい。

○政府委員(内務省三郎君) 保健室の
設備基準につきましては、昭和二十九
年に初等中等局長名をもちまして通達
を示しているわけでありまして、この法
案の施行に伴ひまして、前回の通達を
再検討した上で十分参考になる指針を
示したいと考えております。

○高野一夫君 それは、各学校に保健
室を置くことについて、非常に経費の
かかるような内容のものでありまし
やうか。

○政府委員(内務省三郎君) あまり経
費のかからないものにしたといつて考
えております。

○高野一夫君 経費のかからない保健
室、健康診断、健康相談、救急処置等
を行う保健室というものは、今度は逆
に考えればきつめて難儀なあまり役に
立たない保健室になるおそれがありま
せんか、それはいかがでしやう。

○政府委員(内務省三郎君) お説の通
りでございますが、しかしまあこれを
義務制にします場合には、あまり金目
のかかるものは私かえて困難かと思
ひますので、実情を見まして逐次基準
を引き上げて参りたいと考えておりま
す。

○高野一夫君 了承いたしました。ど
うかこういふような点は、向上するよ
うなふうな将来に向つてお考えをおき
願ひたいと思ひます。

次に付則の点でございしまするが、付
則第二の学校薬劑師は、昭和三十六年
の三月までは置かなくてもよろしい。
その前には必置制になつてゐる、置か
なくてもいいと、この点についてはこ
の法案が考えられる過程におきまし
て、われわれ与党の政調会におきまし
て十分この点についても吟味はいたし

たわけでありすが、速記録の上で一応確認をしておきたいと思ひますので、かような除外的の規定を置かれた文部省側のお考えを一応承わつておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまのところ学校薬剤師につきましては、まだ大体一割程度しか置かれておらないのでございまして、これはもちろん昭和三十一年の調査でございまして。そこで、全国小、中、高等学校四万でありますので、今にわかに義務制にいたしますと、非常な混乱が起るかと存じます。まして、実は三年間の猶予期間を置いておきたいと思ひます。しかしながら、この趣旨は、本法にもございまして、必置制の趣旨は、あくまでも置かなければならぬと考えておりますので、自治庁と文部省は共同通達をいたしまして、学校薬剤師につきましては、三十六年三月三十一日を持たないで、できるだけすみやかに各学校において置くようにと、こういう共同の通達を出すことに了解をしておるわけでございます。

○高野一夫君 あと二、三分で済みますが、学校医とか、学校歯科医というのはこれは人が対象でありますから、一校について一人とか、二人とか、その一人の学校医、学校歯科医が二校も、三校も受け持つというのはなかなか容易でないと思ひます。学校薬剤師の仕事は、文部省でも御承知の通りに、衛生管理の仕事でございまして、その点ではこれは物が対象である。プールの水の試験、換気、採光、あるいは給食の検査をやるので、今月は甲の学校をやり、来月は同じ学校薬剤師が乙の学校へ、その次はまた別な

学校をやるということではできるのであります。そこでさようなことを考えますれば、現在の法案におきましては、私は必置制を最初からやると思ひます。学校薬剤師は学校医、歯科医と同様に各学校に十分配置することができると私は考えております。一人の学校薬剤師が五校も、十校も持つと思ひます。努力してもらえば十分仕事はできるわけでありまして、時期をずらして……医師の方は時期をずらすことはできません。これは仕事の性質が違つてあります。そこで、われわれは最初こういうような例外例が設けられることは好ましくない、こう考えまして、党としても例外例を置くべきじゃない、こういうような結論が党としても出たわけでありまして、最後に文部省と自治庁とのいろいろな妥協、折衝の結果、これができたものと私は承けておるわけでありまして、そこで、まあ私は与党議員でありますから、この原案はできるだけ手をつけないで通さなければならぬ、こう考えますけれども、今おっしゃつたような昭和三十六年三月末までの間に、実際的には全国の学校に個々に必置制を置かなければならぬということについて、自治庁と文部省が協力して通達を出す、こういうお話であります。その点について自治庁はどういうような意味でそれをされるのか。地方の財政措置、そういうことを十分考慮した上でのお考えであつたのかどうか、その点をもう一度承わりたい。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん自治庁も財政その他十分お考えになつた上でできるだけ早く設置するように、こういう趣旨の共同通達を両省で

流すことにいたしましたので、私は自治庁も、この点につきましては、快く了承していただいた、さように考えております。

○高野一夫君 私がひそかに聞くところによりますれば、自治庁の意見は、たとえばいなかの農村の学校において、保健管理、健康管理、特に環境衛生的の保健管理というものは必要がないじゃないかと暴論を吐く政府委員があると思ひます。従つて、きょうは自治庁からその担当の政府委員が出ておられないことがまことに残念、遺憾であります。この点について、文部省はこの学校の行政の主管者としてどういふふうにお考えになるか。農村であるから、空気のことも必要ない、水の検査も必要ない、給食のいろいろな検査も必要ない、こういう……農薬等によつて非常に危険な障害が小学校、中学校等においても発生している。また理科実験等においてもいろいろな爆発その他が起つてゐる。こういうような事態は都会、農村を問わず問わないことだと思つてゐるが、自治庁の政府委員がそういうような議論をされる。こういうことについて文部省は納得がいくと考へられますか、それともそういうような議論は一切まかりならぬ、われわれは承服することができないと、こういうふうにお考えになるか、それを最後に伺つておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) そういう過程において、いろいろ議論の過程でございまして、それぞれ自分たちの考え方を率直に述べ合うことは私はあり得ることだと思ふ。しかし最終的に、自治庁がそういうお考えをお捨てになつたと、私ははっきり了承してゐるのであります。学校薬剤師の必要なのは都会もいなかも同じである。三年間の猶予期間を置きましたのは、学校薬剤師の制度が充足後間もないものでありまして、わずかに、まだ一割程度しか普及していない実情から、一歩に設置するのは困難かと、かように考えたわけでありまして、学校薬剤師の必要性については、毛頭疑つておらないと思ひます。またそのつもりで私も交際いたしますので、これは責任をもつて私自治庁と共同通達を出すことを約束いたしましたと思ひます。

○高野一夫君 今日、この辺で私は……

○高田なほ子君 この法律が今度出されましたことについては、まことにけつこうだと思つておられるけれども、総体的に見ると、どうも訓示法律のような形で、これを實際に行うためには、相当予算というものが必要になつてくると思つてゐるが、どうも財政的な裏づけというものが計画的に仕組まれていないのじゃないかというふうな気がしてならないのですが、この保健法が今度提出されて、この法文に盛り込まれる内容というものを完全に充実させるためには、相当長期にわたる計画性というものが、財源措置とともに必要になつてくると思つてゐる。従いましめてこの法案提出と同時に、実施上における年次の計画、こういうもの的大要について説明していただきたいと思ふのです。

○政府委員(内藤三郎君) この法案は、これは全面的に実施をいたしますので、実は年次計画とおっしゃる意味がちよつと理解いたしかねましたが、ともかく一番大きな点は、就学時の健康診断でございまして、これは従来もある程度行なつておりました。しかし義務教育に入る場合に、まだ実施は入っていないで、入る予定者について、ある程度児童数の七、八割までくれば実施しておりますが、このたびこれを義務制にいたしましたので、そのために就学予定者一人当たり七円を地方財政計画に見込んでゐるのであります。大部分の金が地方財政計画でございまして、そこで就学前に身体検査をして、そして疾病のあるものは早く治療して、きれいなからだで学校へ行つて、学習能力を上げて行く。それからなお要保護の児童たちにつきましては、盲学校、ろう学校とか、あるいは養護学校等に進学するように指導するとか、あるいは児童生徒で健康に注意を要するものは、作業を軽くするとか、あるいは勉強を軽度にするとかいうような指導もするわけでありまして、これが第一点でございます。

第二点は、従来からやつておりました健康診断でございまして、健康診断につきましては、児童生徒一人当たり二十五円を地方財政計画に見込んでおります。これは従来から実施しておつた分でございます。で、特に今回はこの実施を法律で義務づけたことと、その実施の結果治療を要するものについては治療をする。特にそのうちの要保護者及び要保護者、いわゆる生活保護法で言う要保護者、要保護者につきましては、地方で治療費は全額見てやる。そのうちの半額は国が見る。もちろん要保護児童につきましては、その二分の一でございまして、治

療費の補助の点が新しく入った規定でございす。

第三点は、教職員の健康診断、これは従来からやっておりましたのをここに新しく法律上制度化したわけでございます。これにつきましては国が二分の一を補助するようにいたしましたわけでございます。先ほど申しました児童生徒の治療費につきましては、本年度三千円の予算を計上しております。これは十月から実施でございます。年間七、八千万に上ると思っておりますが、大体本年度十月からの実施で約三千万ほど国の補助を計上し、同額のもの地方財政計画に見ておるのであります。それから教職員の健康診断につきましては、国の方で七百万円程度、地方財政の方でも同額のもの地方財政計画に見込んでおるわけでございす。その他今後整備されなければならぬものに保健室、その他がございすけれども、一応この法律は法律として私は経過年度を待たないで全面的に実施できようと思っております。

それから特に学校医、学校歯科医につきましては、これは今まで地方財政計画で三千円程度しか見ておりませんので、この法案の実施と相待ちまして増額いたしまして、七千円を財政計画に見込んでおります。

○高田なほ子君 それで伺いますが、就学時のさしあたって健康診断の問題になってきますが、これは実際私どもが経験する入学前の児童の健康診断のやり方というものはずいぶん雑駁な姿でありました。その雑駁な姿の原因は一人の学校医に対する診察を受ける子供の数というものと、それからお医者

のですね、こういうような、たとえば精密な検査をして、今御説明のようにそれぞれの疾病も十分に見込んでおられるの始末をつける、こういうことになれば一人のお医者さんに千人も見させるというようなことについてはずいぶん非科学的なやり方ではないかと思ひますが、こういうような点について今度具体的にどういうふうになされるのか、もつと具体的に説明していただけないか。

○政府委員(内藤三郎君) 従来からやっておりましたのですが、それをさらに再検討いたしましたして今、高田委員の御指摘になったような不十分な点のないようにできるだけ指導いたしまして遺漏のないようにいたしたいと思ひております。

○高田なほ子君 ここで押し問答するわけじゃありませんが、せつかく言われるのですから……、入学する子供たちはまだ小さいのに、診察を受ける場所というものがほとんど火のないような部屋でもって長い時間待たされて診断を受けておるのですね。そういう状態ですから、お医者さんも気の毒だと思つて、どんなもう職器をちよいと当てるかという調子で終つてしまふ、学校の先生の方も養護教諭のいないところでは先生はもう大へんな騒ぎで、仰せのようにこの保健法が通つたからといって、さしあたっての就学時の健康診断というものは完全にできないのではないかとというふうな気がすること一つ、それからもう一つは健康診断、特に就学時の健康診断に際しては知能的な検査も若干しておるようなんです。私はこのことは非常に大

切な方面ではないかと思ふ、肉体的な方面だけではなくて。であるから、就学時の健康診断の中に当然養護学級の問題も計画の中に含まれる性質のものではないかと思ひますが、知能的な検査等もこの健康診断の範疇に入るものかどうか。どういうふうになっておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘のように就学時の健康診断は単に治療をするだけではございまして、盲学校、ろう学校、養護学校の就学に関する児童も行うわけでございまして、やはり御指摘のような知能テストなりというほどのものではないかと思ひますが、ある程度の精神的な作用あるいは動き、こういったものを見る必要があるかと考へております。

○高田なほ子君 就学時の健康診断については、一人の医師に大体何人くらいの対象人員というものが最も合理的であるというふうな考へておりますか。今のようないふさまで健康診断の体をなさない、具体的にどういふふうな考へておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 一日五十人からせいぜい百人くらいが限度だと言われております。

○高田なほ子君 限度と言われておる通りに、今度の法律が通れば実施なさるような措置はできておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) おっしゃる通りに無理のないように——就学時の健康診断がせつかく法律化されたこととございすから、この点については十分指導して遺漏のなきよう期したいと思つております。

○高田なほ子君 それではこの問題の質問は次に保留したいと思ひますが、

学校病といわれるトラホーム、かいせんとか、回虫とかそういうようなもの、少しむずかしいかも知れないが、地方的な傾向があると思ひけれども、都会と農村の、大まかでけつこうですから資料があればちょうだいしたいと思ひますが、この次の委員会までに出していただけないでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 了承いたしました。

○秋山長造君 私もついでに資料をお願いしておきたいのですが、それは養護教諭が現在全国に総数が幾らいて、各県別にどれだけいて、普及率は何％程度かというところがわかりますか。一覽表でもほしいのですが。

○政府委員(内藤三郎君) 養護教諭の各県別表は、これはできるけれども、御指摘の普及率という意味は、各学校一人置くという趣旨でございすか。

○委員(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員(湯山勇君) 速記を始めて下さい。

午前中の質疑はこれにて終了いたします。

午後休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後二時四十四分開会

○委員(湯山勇君) 午前に引き続き委員会を開会いたします。

理事竹中勝男君から都合により理事辞任の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

めす。

この際理事の補欠互選を行います。選任の方法は先例により委員長の名によりたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

それでは委員長は、理事に松永忠二君を指名いたします。

○委員(湯山勇君) 次に、教育、文化及び学術に關し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大和与一君 私は大臣に勤務評定、あるいは文部省からこの前出した通達ですか、そういうことについて少し御質問をいたしたいと思ひますが、まあ初めて文教委員になりましたのであまりよくわからぬから親切に教えてもらいたいと思ひます。そこでやはり筋道を立ててお尋ねをしたので、第一は大臣になられてから、総理大臣から教育について、まあ教育行政といひますか、総理大臣と話をされたことがあつたと思ひますが、一体岸総理大臣は教育を自由と公平というか、そういうまあ原則に立つてどのような文部大臣に御指示があつたか。そういう話をしたことはないか、それを一番初めにお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) これは正直に申し上げると、ズブのしろうとの私を文部大臣に任命するのには教育の方針はどういうふうな考へておるかとか、あるいはどんな抱負を持っておるかというふうなことを大体これは聞くのじやなからうかと、私は大臣になつた

ことは初めてだからわからんのじやったのですが、何もそういうことは話になかった。ですが、多分党内においてもふだんから私の主張しておることを総理がやはり知っておるものだから、それで聞かぬじやったのじやろうと思うのです。

○大和与一君 それでは大臣に就任されて、まあ一つか二つの大きな柱だけでいいと思うのですが、大臣の経験はあまりなくても、人間としての達人の境地からいって教育行政をどうやろうというふうに御就任の当時、今でもいいですが、一番大きな柱だけいいですからお話し願いたいと思ひます。

○國務大臣(松永東君) それは多分大和さんも御承知じやろうと思う。記憶をさぐって下さればわかると思ひますが、就任したその日に、新聞記者諸君が、一体文部行政をどうするつもりだ、その抱負を承知したいというので私を取り巻いて話があったのです。しかし、私は専門家がありません。けれども、しかしながら教育についてはこんなふうにせんけりやならぬということは大体承知いたしておったのであります。その第一が道徳教育をどうしても強化せなければいかぬということが第一。その次は科学技術教育を振興せんけりやいかんということ。さらに第三は義務教育水準の向上をせなければいかぬ。この三点は何としてでも一つやりあげたいというふうにわしや就任のときから計画をしておつた。

しかし今申し上げる通り専門家でありませんから、そうした面は、内容については今後研究を重ねてそうして精進したいというふうな考えておつたんです。

○大和与一君 次に民主主義というものを日本では与えられた民主主義と言われております。それでまあ民主主義の一つの特徴はやはり判断力、批判力というものが国民全体にまあなくちやいかなんと思うのです。そういう意味で民主主義になったけれども、なかなか封建的な昔の間違つた考え方が教育の中にもあるいはその他の面にもたくさんあると思うのです。そういう形の中でまあ日教組なり高教組なりそういう職員団体のあるいは広く言つて先生全体が日本の民主主義を逆になさないための非常な努力を盡した。こういうふうには私は認めていただけますか。

○國務大臣(松永東君) 仰せの通り、戦前封建思想が織り込まれておつたいろいろな政治経済その他の面について、敗戦後これは民主主義に徹せんけりやならぬということに、これはもう国民同様に覚悟をかためてきたことはもちろんのこと、この教育の面についても何としてでもこれは民主教育を今まではと違つた方ではないか、先生初めけりやならぬということに、先生初めみんな努力をせられたことは、これはまさにわしや承知いたしております。従つて日教組の人々も、やはりあれからずつとそうした民主主義教育徹底のために努力を続けてきておられるということは私も承知いたしております。しかし日教組のあの大きな団体のうちには、やはりともすれば民主主義を、同じ民主主義でも少し行き過ぎた民主主義と見られるような行動にあるいは言論にいたる人もあります。しかしな

がら大部分の人々はです、やはり次の時代をになう青少年をとりつばな人格者に育て上げなげやならぬというので努力を払われておるといふことは、わしはよく認めております。

○大和与一君 私はまだ民主主義はほんとに成熟してないと思つておられますので、ですからその民主主義はどんなに進むというよりも、むしろ封建主義的な形に逆行しない、このために日本の労働運動というものが教員組合を含めて、当時マッカーサーがうんとおだてたんですね。日本の民主主義を進めるために何としても労働運動が一番軸だ、さんざんべたほめにほめておだてあげたはずですが、そのことはやはりこれは、少くとも逆の非民主主義な形にならないように、こういうために教員組合も非常な貢献をした、こういうことをお認めというのか、わかつていただけるかというわけですが、一部にもちろん少数のそういう人もあるかと思ひますが、全体からいってそういう形は間違いないのじやないか。

○國務大臣(松永東君) 大体民主主義教育を非常に助長してこられた点も認めます。しかしわれわれの考え方からすると、行き過ぎの点も相当認められ。ですから、これをやはり軌道に乗つていかなければいかぬ。従つて私も、日教組全体が民主主義に徹している最善の組合ということには折紙つけられぬ。さればといつて、民主主義教育に助力せられた点も認める、そういうふうには私は考へてゐる。

○大和与一君 次は、国民の生活の中身ですけれども、労働者を含めて、戦争の直後よりは今少し国民生活はよくなったと、これは一応言えると思うの

です。しかし最近の政府の資料を拝見しても、アメリカの賃金でいへば九分の一くらいしかないと、イギリスと比べても半分くらいしかないと、二万円くらい給料をとっている先生を含めて、労働者が二週間に十数回、このま切の肉を食っている状態だ、あるいは娯楽費なんというものは月に百円くらいしか使っていない、こういうことが政府の資料にも書いてあります。そういう生活が、まだまだ働く立場のものが苦しい、こういうことはわかつていただけるのですか。

○國務大臣(松永東君) もちろん苦しいとか、あるいは楽だとかいうことはおのずから程度問題です。程度問題ですけれども、学校に教べんとつておられる先生方の生活はもつと優遇せんければいかぬ。もつと何とか豊かな、楽な生活になるようにしなければいかぬと考へております。しかしながら御承知のように、日本の現在の財政状態ではそれほど十分というわけにはいきませんので、今日の程度ではまあまあこれでも、今日の程度ではまあまあいいというふうな考へております。

○大和与一君 次は憲法の第二十八条に、労働者は団結、団体交渉、団体行動の権利があることはお認めになつてゐるわけですが、それを一体なぜとられたかという、マッカーサーの書簡によつて憲法に違反してまで、占領当時に天皇さんよりも力が強いと言われた占領軍の命令によつてとられたわけですから、これはやはり本来の姿ではないわけです。民主主義者として、特に大臣としてこれは憲法を守ることが国民全体の先頭に立たなければならぬ、命をばらなければいかぬ、こういう立場に

立つとこの憲法二十八条の三つの基本的な権利というものはすみやかに返さなければならぬ、元に戻さなければならぬと思ひますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(松永東君) ちょっともう一べん…… ○大和与一君 憲法に団結する力、団体交渉をする力、団体行動する力というものが保障されているわけですね。ほんとうはそれをすべての国民が持つていなければいかぬ。それをとられたのはなぜかという、日本の政府がやったのではなくて、マッカーサーが力を出してマッカーサー書簡というものを御承知の通りです。それで、ほんとうであればみんなにその力がなくちやいかなのだから、特に政府の大臣たる方は、これを一日も早く労働者に、みんなに基本的な権利は平等に与えるように返さなければいかぬ、返したらよろう、こういうお気持ちになつていただきたい、なつてもらえるのじやないか。マッカーサー命令があったからとられた。それでなければみんなに与えられて何も差しつかえなかつたのじやないか。このように思ふのですが、この点はどう考へになりますか。

○國務大臣(松永東君) ただいまの大和さんの御質問よくわかりました。それはしかし、公務員という特殊な立場にありますから、一般労働者とはやはり区別せんければならぬというふうな考へております。

○大和与一君 もう一つは、主権在民という言葉がありますね。そうすると、日本国民のすべての者は、どんな

に政治に目ざめて政治的な活動をした
り、政治的な演説をしたり、あるいは
運動をするには、憲法の趣旨から
いって間違いないと思うのです。その
点はそれでよろしいと思いますか。
○國務大臣(松永東君) それはお説の
通りだと思います。ただ、さればと
いって何らの制限がないものじゃない
と思います。しかしその制限も、憲法
におのづから認められた制限でなけれ
ばいかぬというふうに考えておりま
す。

○大和与一君 そこで職員団体、労働
組合を含めて、その制限というものは
はっきり書いてあるのです。主とし
て政治活動、主としてそういう活動を
するものは、労働組合として認められ
ぬ。これだけのただし書きがあります
けれども、それ以外にはないわけで
す。そうすると、それを何かちよつと
国民の権利として政治的にすべてに生
活がなるわけですか。その政治的な
考え方なり、動きをすれば、すぐにこ
れは政治活動だと、こういつて押えつ
ける傾向が最近政府に強いと思う。こ
ういう点は私は間違いだと思ふのだけ
れども、どう思われますか。

○國務大臣(松永東君) 私はそう押し
つけたら、押えつたりするようなこ
とがあるとは思いませんがね。やっぱ
り憲法上許された範囲内の活動はお
互い自由にやっていると認めておりま
すがね。

○大和与一君 次は、国家公務員法と
いう法律がありますね。この法律がで
きたときに、ちょうど大臣が議長でな
かったかと思うのだけれども、昭和二
十三年だったと思うのです。年末の
どさくさのときに、この公務員法とい

う法律は一条の審議もしないで、ちょ
うと魚屋のせり市みたいに、副議長が
ばつと手を上げてから、公務員法と公
共企業法等労働関係法という法律が
通ったのです。そうすると、この法律
は非常にたくさん欠陥があるという
ふうに、これは立案者全部言っている
わけですか。それに対して大臣もそうだ
とお考えになると思いますが、いかが
ですか。

○國務大臣(松永東君) 私は二十三年
はあいにく首になっておりまして、追
放を食っておりまして、国会に出て
参っておりません。その成立した由来
を承知いたしておりますが、しかし
とにかく公務員法としてつぎとして
実施せられておりますから、これは正
当な法律じゃと考えております。

○大和与一君 法律は間違っているの
じゃなくて、法律の本身にたくさん
欠陥があるということ、これはひと
しく立案者も言っている、当時の自民
党も含めてですよ。どうもあれは少し
無茶だったと、なぜやめたかという
と、これもマッカーサー書簡によつて
無理に作られたのだ、だからたくさん
欠陥があるということをお認めになつ
ていただければいいのです。

○國務大臣(松永東君) これはひとり
公務員法ばかりではなく、あの時分に
できた法律、制度、それはもろもろの
欠陥がたくさんあるというふうに考え
ております。

○大和与一君 そうしますと、そうい
う法律に大きな欠陥があるし、国民生
活にもどこかがあるし、その中で今
回の勤務評定というものをやや強行す
るという形は、何といつても正しくな
い、この辺をまず最初に私は言いたい

のです。それで今度は、この間松永委
員の質問にもちよつと出ておるのだす
が、この前文部省から出した通達です
ね、その通達と、それでは資料という
ものは、資料の方はほんとうに取つて
も取らなくてもいいことで、通達の方
が強いと思えるのですが、そういう言
い方はあると思ひますが、一体その通
達というものは、規則とか省令との
くらの重さ、軽さというか、あると
お考えになりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 省令は御
承知の通り法律命令に基いた規定で
ございまして、法的拘束力を持つてい
るものでございまして、通達は文部大臣の
権限において発する行政権の行使の問
題でございまして、指導、助言のもの
でございまして。

○委員(湯山勇君) 連記をとめて。

○委員(湯山勇君) 連記をとめて。

○委員(湯山勇君) 連記をとめて。

○大和与一君 諸外国における事例を
参照する等、ずいぶん勉強したらしい
のですが、この事実はどのくらいのこと
をおやりになったのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 欧米のあ
るいは中等の事例も十分検討をいた
しました。特にドイツあたりでは、非常
に完璧な制度ができております。アメ
リカでは大都市に多く行われてお
りまして、主として悪者に對する研
究、このために使つておられるようで
ございます。ドイツにつきましては、相当
詳細な勤務評定が、特に西独バイエル
市においてはできております。その他
各国の事例を一応私も検討いたした
わけでございます。大休人事管理を
科学的にやるといふ線から申します
と、何らかそういう措置が必要ではな

からうか、もしそういう勤務評定をや
らないとすれば、どういふ結果になる
かといふと、やはりあまり勤に
頼った人事行政もよくないし、あるい
は情実にとらわれた人事行政もよくな
いと思ふのです。できるだけ資料は科
学的なものがあつた方が、人事行政管
理上必要ではなからうかということ
でございます。

○大和与一君 それはあなたの方で、
うまくできておるという各国のお話も
あるけれども、この本は専門家の学者
たちがたくさん書いておられます。こ
れはなかなかうまくいかぬという話も
だいたいあるのですが、いいところだけ
取つたと、だいたいアメリカでやつて
おつても、やはり相当慎重といひま
すか、なかなかむずかしい問題だから
いろいろ困難があると、こういうよう
なこともだいたい書いてあるのです
よ。それからこれを相当短期間に急に
検討されて、そうしてそれがいろいろ
な参考になるといふふうに自画自賛さ
れるのだけれども、どうも私はその点
は、今言つたくらいでは、諸外国の事
例を勉強したということにならぬと思
ふ。よほど深い検討した資料でも読
んで勉強でもし、これは特に重大な困
難な複雑な問題ですから、そういう点
を、えらくきょうぎよく書き上げ
たところに、何かあまりほんとうでな
いような気がしますが。

○政府委員(内藤三郎君) 私も諸
外国における教職員の勤務評定という
ので、アメリカ、西独バイエル市、そ
れからフランス、ソビエト、中華人民
共和国、こういうような国々における
勤務評定の実際というものを一応調べ
まして、そうして私も人事管理上

科学的なやはり資料が必要であるとい
う見解に到達しました。特に法律でも
規定されております。また、国家公務
員、地方公務員大休行なつておりま
す。教員だけが例外であるとは考へて
おりませんし、また、国立学校でも、
高等学校以下につきましては、昭和二
十七年度から実施しておりますので、
地方公務員につきましても実施するよ
うに指導して参つたわけでございます。

○大和与一君 そうなりますと、それ
だけ自由に検討をしていただいてお
るとすると、言葉はどうか存じませ
んが、絶対的評定という言い方と、それ
から相対的評定という言い方があると
思ひます。そうすると純科学的にとこ
とまで理詰めで追ひ詰めて、そうし
てきたものがかりにあるとすれば、
やや絶対的表現に近いと思ひます。こ
の場合には自信をもつてこうだとい
ふふうに見ることができると思ひます。
相対的になると、さつきも言つたよう
に、経済条件なり、その他いろいろ
なことを勘案すると、なかなかこれは
そのほかの要素が出てきてどうもつぱ
なものとは言えないと思ひます。そう
すると、今おつちやつたことは、絶対
的評定という言い方に、まさに適合し
た寸分狂いのない難儀のあるものだ、
それでは一体そういうふうにして作つ
たものを、資料をわれわれに下さつた
かといふと、資料を持ってきていな

い。私はそういう資料だけでなく、
文部大臣がこの前の国会で、必ず自分
の方では考へておられる、こういうこと
をおつちやつておつたけれども、実際は
作つていない。そうするとそれは教育
長協議会、そこで案が何かできたそう

○政府委員（内藤馨三郎君） 今お話し
の点、大体人間の考え方というものは、私も基本的にそう変るものではない。そこでいろいろな評定をされる問題になるのですが、実はどういう評定要素があるのかという点、教職員の勤務の実態をいろいろよく把握していく、こういうことになると思うのであります。それで、私も国立学校
とおおむね私どもは妥当ではなからうかと考えておるのでございます。で、そういういきさつでございまして、文部省では今でも勤務評定について検討を続けおるわけであります。私どもは一応やってみて、悪ければだんだん改善していくと、こういう努力を積み重ねていかなければならぬかと考えておるのであります。

らであります。私どもは国立学校については、先ほど申しましたように、昭和二十七年頃からやっておりますので、それも検討しております。そこで、申し出があつたのは、私の記憶では、十月か九月か、まあその辺だと思っておりますが、今はつきりした日には記憶しておりません。

をしたことを御記憶だろうと思うのです。文部省の試案が最終的に確定をして、そうして全国に流す直前に、これに先だつて、この委員会で関係者を呼んで意見を聞くと、そういう委員会の決議が出ていますのです。だから、これはあなたのおっしゃるのは私は違ふと思うのですよ、故意か善意か知らぬけれども。

で、まあその点はだから保留しておきますが、いずれにいたしましても、文部省としては、文部省自身で最初は試案を作つて全国に流すという方針でやつておつたことは間違いない。で、

して文部省は、あなたの方は文部省で
試案を作つて、そしてそれをこの資料
として、参考して流すのだということ
をおっしゃつておつたと思う。これは
現に私はその当事者でもあるから、よ

私ども文部省側の案を出したいという
気持は、最後まで私ども持っております

私どもの方は内部的に検討を重ねて
おった、そういうことでございます。

ができましたので、この際文部省の案
をお示しすることは、いたずらに混乱

囲では、現在の段階では教職員についてこれはかなり理想的なものだと考え

です。単にりっぱなものだというだけ
じゃなく、自分らも責任を持って同じ

気持ちで推進できる、こういうところについてなければいけないと思う。しかも、教育長協議会というものは、先ほどいったように申し合せ機関だということになりますと、権威の点からいって、やはり文部省のあなたの方の考え、その腹案といいますが、それがやはり十分に反映をした上でその申し合せができたということ、形の上ではそれが下ってくるなら話はわかるけれども、えらく教育長協議会で遠慮をするというか、拙速で何でもかんでも早くやった方がいいということが頭にこびりついたような言い方をされるから、内容においても私たち信頼がおけない。十分でないじゃないか、もっと検討しなくちゃならぬのではないか、もっと慎重にやらなければならぬ、こういうことを言っておるのは、少しも無理じゃないと思いますが、それを文部省は自分で教育長協議会がきめたからいいじゃないかといって、さわらぬ神にたたりなしという態度は非常によくないと思うが、その点どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私決してさわらぬ神にたたりなしというふうな気持ちはいりません。教育長協議会の試案を一つごらんいただきますれば、私は今の段階ではよくできている案だと、かように考えておりますので、批判がましいことは避けたい、こう申し上げたので、具体的に御指摘なされば、お答え申し上げます。項目のとり方、それからできるだけ客観性を持たせるために概念統一をいたしております。これは八十数項目にわたって統一してあります。それからさらに正常分配曲線を避けたというふうな

点、いろいろと過去の勤務評定に対する反省を織り込んで、できるだけよい勤務評定を作るといふ熱意が明らかに見られると思います。私も、現在の都道府県教育委員会がおりになったこの試案に対しては、けっこうな案だということでございます。

○大和与一君 あなたの方でけっこうな案だと言われるその基本的態度というか、基準、それは一体日本ではそれでは勤務評定はどことが一番最高の水準で検討をし、実行されているか、それを参考にしたでしょうね、当然。その辺をお聞きしたいのです。

○政府委員(内藤三郎君) これはですから先ほど申しましたように、国立学校のものを参考にしましたし、国家公務員のものを参考にされたと思うのであります。あるいは地方公務員の、民間で行われているものもございます。また諸外国のものもあつて、だけれども、日本の国情から考えて、教員という特殊なこの職務の実態を把握して、そしてまとめ上げられたものと思っておりますのであります。特に一つの考え方、この勤務の特殊性と申しますか、実態の上から把握する、それからもう一つは、勤務の態度から把握する、こういうふうな二つの線からこれをとらえて、そしてできるだけ概念統一をしようとしてございます。たとえば、指導力とか教育愛というふうなことにしても、これが、各人ばらばらになると非常に評定が違つて参りますので、そこで、これを統一するようにな、学級経営についてはこういうふうな意味で考えるのだとか、あるいは学級経営についてはこういうふうな考えるのだとか、そういう職務の実態と勤務

の態度、この二つの特性を十分考慮して作られたものと思うのであります。私も、これは教育界を比較してみますと、結局、国立学校だけが中心でございますので、他の民間のものがあるのかもしれませんが適用になるとは考えておりませんので、現在の段階ではけっこうな案だ、こういうふうな申し上げたいと思ひます。

○大和与一君 その参考にされた内容について、外国のやつは別として、国内で人事院の規則以外に何を参考にされたか、これは具体的に言つてもらわなければ困る。ただ、抽象的に一行や二行言つてもだめなんだから、人事院規則は日本では一番最高の勤務評定に対するやはりお手本だと思ふ。そうではなくて、それ以外の、国内ではどういふところのものを参考にしたか、やや具体的に言つて下さい。

○政府委員(内藤三郎君) これはまあ、私、都道府県教育委員会でございますが、私どもの手元で検討しておりましたのは、諸外国のもの、それから国家公務員、特に今御指摘の人事院規則のもの、国立学校のもの、それから民間の大きな会社、たとえば東芝とか、現にやつておる民間の大きな会社を幾つか選びました。それから地方公務員のものも選びました。そういう事例は全部教育長協議会の方にも差し上げておきましたので、教育長協議会では、これらの事例を十分参考にされたことと思つております。

○大和与一君 それは、今のところは教育長協議会の話をしてのじやないですか、文部省の話をしてのじやないで、やはり人事院規則を何といつても

現在では一番これは内容的にも整備された、形からいつても、これにほとんどまあとよりどころを求めて検討をされたし、また、現在では、やはりこれに準拠してやっていくということになるのだと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん人事院規則を十分参考にしておりますけれども、私も、私は現在の人事院規則にも、必ずしも満足いたしておりませんので、その点をよく過去の実績等も反省して、よりよい勤務評定を作つていきたいと思つております。

○大和与一君 それはもちろん、これは完全なものでないということはわかるのですけれども、人事院規則は。しかし、そのとき、だから人事院規則以外に地方のいろいろ地方教育委員会なりの参考にしたいけれども、それらのものはすでにこれが基準になつて、おそらくやはり出ていると思ふので、さういふ方を、人事院規則は十分の一ぐらい参考にしたので、大したことではないのだという言い方をされると、どうも話にならぬから、これはやはりあつさりとして現在においてはこの規則の基礎を十分主として参考にしよう、こういうことは言つたつて、ちつとも間違いないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん先ほどからも申し上げているように、人事院規則は十分参考にしているわけでございます。

○大和与一君 それでは今度は、これは県の教育委員会、市町村の教育委員会、文部省ですか、こつちの教育委員

会、こういうのはあれですか、それそれ完全な独立をしている、こういうふううに、これは考えてよろしいですね。

○政府委員(内藤三郎君) 県の教育委員会はそれぞれ独立しております。

○大和与一君 市町村と県と……。

○政府委員(内藤三郎君) いや、そこまで……。

○大和与一君 そこは。

○政府委員(内藤三郎君) 義務教育諸学校につきましては、御承知の通り地方教育行政の組織並びに運営に関する法律によつて、義務教育については、特に県費負担職員については、都道府県の教育委員会が企画して実施は市町村の教育委員会が行うということですから、その意味では完全に別個なものじゃございません。都道府県が全体計画を作つて、その計画に基いて市町村が実施するということでございます。市町村と都道府県が、この件に関しては分れてはいるわけじゃございません。

○大和与一君 それはあれでしょう。勤務評定についてという意味でしよう、今のは。機関としては当然独立機関でしよう。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。

○大和与一君 勤務評定については、今言つたようなことが……。さうすると、それは計画と実施とはまるで水と油みたいで、片一方は計画して、あとは紙に書いて流したらそれでいいのだ、こういうものじゃないでしょうね。

○政府委員(内藤三郎君) そういうものではございません。

○大和与一君 ないですね。さうする

と、それは計画と実施ということ、これを計画をされ、その実施をするために、計画がやはり円滑にいかに当分ながっていかねばならぬ、ある幅をもって。そういう配慮は必ずならねばいけぬでしょう。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん、実施する人の意見というものも都道府県の教育委員会は十分考慮されて一体となって運営されることを、私も期待いたしております。

○大和与一君 そうしますと、今まで何かそれがどうもうまくいかないのが、計画はされた、あとはされたことがずつと紙でいて、その通りやらなければいかぬ、何が何でもやるのだ、こういうふうな格好が過去にどうもあったと思いますが、それが反省できますか。

○政府委員(内藤三郎君) これは各県が地方の教育委員会とのいかなる協力態勢をとるかという問題だと思えます。私も各県の教育委員会が市町村教育委員会と十分連絡し、提携を密にして勤務評定の実施をしていただきたく考えております。

○大和与一君 各県に対して、法律、省令以外に、おたくの方で強制力といえますか、拘束力といえますか、その強さがあるものは何か、あるいはまたあるとすれば、それはどういう順序になつてゐるか、幾つぐらいあるか。

○政府委員(内藤三郎君) 各県あるいは市町村の教育委員会は、これは独自の機関でございますので、法律または法律による命令のみが法的拘束力を持っております。文部省はそれ以外に、教育行政上必要な場合には、指導助言をする権限が、これは文部省設置法によつて認められてゐるわけでございます。これはあくまでも指導助言でございます。

○松永忠二君 関連して。そうすると、文部省は初め試案を作つて、文部省試案に基いて全国一せいに実施をするということを考えておられた。しかしやはり、教育長協議会が試案を作られて、それでもって各地方の教育委員会が実施をする方が、やはりこれは法的にも本筋だろうというふうなお考えを持っておられるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん、文部省は法の執行をする立場でございますので、法が円滑に執行するようには絶えず指導助言をする義務が私にあると思つております。しかし、都道府県教育長協議会である教育長協議会がみずから進んでその責めを果したいという場合には、私もその自主的な活動に期待する方がよろうと思つております。で、それが失敗したような場合には、私も進んで助言もし、あるいは指導もする必要があるかと思ひますが、本件の場合には、都道府県教育長協議会がみずから試案を作つて、みずから実施しようという態勢になつておりますので、文部省は差し控えることになつておるのであります。

○大和与一君 差し控えるということではなしに、やはり法の建前からいって、その方が正しいやり方だといふふうにお考えになつておられるのですか、その方が都合がいいといふふうにお考えになつてゐるのか、どちらですか。

○政府委員(内藤三郎君) 都道府県教育長協議会が自主的にやられる方が、私は民主的だと思つております。文部省はできるだけ最後の機関として、その指導、助言につきましては、必要最小限度にとどめるべきだと思います。

○松永忠二君 関連。そうすると、今度は逆で、教育長協議会の試案ができたけれども、やはりこれは法の建前からいって、地方の教育委員会が計画して立案をするということになる。やはり地方の教育委員会が原案を作つて、そうしてその地方に即してやつていく方が、それがやはり一番法としては望ましい方法だといふふうにお考えになりますか。

○政府委員(内藤三郎君) これはまあどちが望ましいのか、結局最後は都道府県教育委員会が主体的な責任を持つわけでございますので、その過程において同じような県の事情でございまして、各県が大体共通線をお互にきめておく。もちろん、それは原則でございまして、多少各県の地方の中で、各県の事情によつて幅があり得ると思ひます。あくまでもこれは一つの教育長協議会の参考試案でございますので、都道府県教育委員会がみずからその責任において決定するその重要な参考資料と、こういうふうにお考えいただけますか。

○大和与一君 そうなると、文部大臣が、この前の国会で、自分の方でも検討中だから、この次の国会に出します、こういうふうにお答えをされておるのですが、そうすると、今の話を聞くと、あなたの言うように、途中でそういうつもりはあつたのだけれども、教育長協議会で一つの案ができた

から、まあそれでよろうということをやめたんだ、黙つて控えておるのだ、こういうふうに言うのだけれども、これは言い方によると、文部大臣は国会において食言をするということにもなるのですが、これはそうですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは文部大臣としては、できるだけ文部省から試案を示したいということで、一生懸命努力して参つたわけでありまして、みずからの責任においてやりたいというから、そうして自分たちにまかせてほしいという強い希望もございましたので、それで私どもの意見を發表するのを差し控えた、こういう格好でありますから、私は別に食言だとは思いません。

○大和与一君 そうすると、そういうことは、一体過去において自分の方でやるということの言いながらやらなくなった、こういう場合はあると思ふ。そうすると、そういう経過がわれわれ文教委員会に十分に話をされて、こうなつていくのだ、こういうふうにみんなに納得をもらいながら進めていくということはあり得ると思ふ。それを今度のように、ほとんどそういうことがなくて抜き打ちというか、やみ打ち的にそういうような格好をとつてゐるやうに思われるから……。しかも、その基準があるのやらないのやら、あるやうにもとれる。どうもそれがはつきりわからない。ほんとうはあるのだからと思ふ。それをこつちへ言うのがいやだから言わないのだと思ふ。それだから、今だつて出せと言へば出せると思ふ。それはやっぱりなまものだと思ふ。それはもう悪いものだったら出せとは言わない。いい意味において、あなたの方で腹案を持ち、それが教育長協議会の申し合せと大体似たり寄つたりで、自分の方だったらもつと高いものを出すだけけれども、各地方の実情を見たら、このくらいではないのじやないか。こういうやうなことがあれば、その案を遠慮なく出したらいんじやないか。そういう手続上の、簡単なやうだが、すべてに影響していくんですよ。今までとつてきた各県の勤務評定、その他行なつてきたことに関連してゐるのです。いたずらに混乱して世間様を騒がして、刺激してゐる。こういう状態だから、今からでもおそくないから、案があるなら出してもらいたい。もしも今までの経過をちつとも詳細に言わないで、急に變えた、こんなことの前例がたぶんあるなら、その点も関連してお答えを伺ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) これは決してそういうわけじゃございませんので、文部省は初めから文部省の試案を検討しておつたわけなんです。たまたま先ほど申しましたように、教育長協議会がみずからの責任において実施するから、文部大臣は助言を差し控えてほしいという御希望があつたので、私も差し控えてゐるので、従つて私もはつきりこの教育長協議会の試案がけつこうならば、試案が出た今日、文部省の案をお示しして、いたずらに混乱を起すのは避けたいというのが、私どもの気持であります。

○大和与一君 教育長協議会が助言を差し控えてもらいたいということ、どの程度強かつたのかわかりませんけ

れども、私たちが案を見せたいだき
たいというのと、どっちが一体強い
ですかね。申し合せ機関から言われた
ことと、文教委員会と言われたこと
と……申し合せ機関の方が大へん
りっぱで、そして文教委員会の方は
適當に聞いておこうと、こういうこと
になるのですか。

○政府委員(内務省三郎君) 文教委員
会の方が、私どもはちろん文教委員
会の意見も十分尊重しているわけだ
けれども、文教委員会に私どもは出
す。秋山長造君「いや、それじゃあ
さつき言ったのと違う。できてい
ったよ」と述べた。成案はまだでき
ていないのです。

○大和与一君 それはいかんよ。さ
きはちゃんと、一応あるけれども、
今出せないで、こういうふうにお
しゃつたんです。議事録を見たらわ
かるはずだ。それと、こつちのを見
くらやならぬ職務はないとおつし
やると、教育長協議会と話をまと
めるときに、やはりあなたの方の
なげれば、そういうことがまとまる
はずがない。助言を待つてくれと言
つてもおかし。そいつがあるのだ
つたらお出しなさい、今……。そ
れで、もしもまだそれが十分に成
案ができていないと、あなた方が
教育長協議会の申し合せたもの
を、いいとも悪いとも正確に判断
ができないのじゃないか、これはも
う當然のことですがね。

○政府委員(内務省三郎君) さつき
お尋ねがあったのは、文部省がA案、
B案とか、いろいろな案を考えてい
る、それを出したらどうかという話
だったので、(大和与一君)「そうじ
やないよ」と述べた。それは今の
段階において、せつかく都道府県
教育長協議会でおやりになる段
階のときに出す、かえつて混乱す
ると、かえつて混乱すると、こう
申し上げたので、私どもは最終
的な成案はまだできていないので、
その点ははつきり申し上げていま
す。

○大和与一君 そんなことを言つた
て、正常分配曲線がやかましく言
われている。それは教育長協議会
ではまずいというので取り上げ
なかつたので、そういうふうにか
えておつたときがあなたの方には
あるわけですね。それから後毎日
々々検討中だと言つてそれは動
いていない。動いていない。最後
的にきめるとき、まとまつたとき
は、あなたの方でも話を聞かれて
、それならばまずよからうとい
うふうになつたんだらうと思
うんです。今言つたのは諷刺で
す。議事録を見たらわかるん
です。あると言つています。今、
出せないと言つたんです。それを
もう少し正確に話してはならない
と困る。

○政府委員(内務省三郎君) 私が
申し上げたのは、あなたがさつき
お話しになつたのは、途中の案
でいいから、あるなら出せと、こ
ういふことだったので、私どもは
成案というの、まだ、これが文
部省の成案でございませう。こ
ういふ案はできておりません。
ただ途中の案でもいいから出せ
というお話があつたから、それ
を出すと、いたずらに混乱を招
くわけでございます。

から、この際は差し控えたい、こ
ういふ意味で申し上げたわけ
でございます。○大和与一君 大臣
を一生懸命心待ちしているの
ですが……。○委員(湯山勇君) 連
記とめて。(速記中止)

○委員(湯山勇君) 連記つて。
○松永忠二君 議事進行。大臣は
まだ見えないようです。今、内
務局長の言われたことについて
も、もう少し速記録を調べてみる
必要があるの、きょうは散会を
して次回に延ばすように提案
します。○委員(湯山勇君) ち
よつと連記とめて。(速記中止)

○委員(湯山勇君) 連記を始めて
下さい。○委員(湯山勇君) 本日
はこれにて散会いたします。午
後四時七分散会

三月十三日予備審査のため、本
委員会に左の案件を付託された。
一、公立義務教育諸学校の学級
編制及び教職員定数の標準に
関する法律案

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 二十人 十五人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 十五人

公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する
法律案
公立義務教育諸学校の学級編
制及び教職員定数の標準に
関する法律
(この法律の目的)
第一条 この法律は、公立の義務
教育諸学校に關し、学級規模と
教職員の配置の適正化を図る
ため、学級編制及び教職員定
数の標準について必要な事項
を定め、もつて義務教育水準
の維持向上に資することを目
的とする。
(定義)
第二条 この法律において「義務
教育諸学校」とは、学校教育
法(昭和二十二年法律第二十六
号)に規定する小学校、中
学校又は高等学校若しくは
中等学校をいう。
2 この法律において「教職員」と
は、校長(盲学校又は聾学校の
小部又は中學校にあつては、
当該部の属する盲学校又は聾
学校の校長とする)、教諭、養
護教諭、助教諭、養護助教諭、
講師(常時勤務の者に限る)、
寮母及び事務職員(地方自治
法(昭和二十二年法律第六十七
号)第百七十二条第一項に
規定する吏員に相当する者
をいう)をいう。
(学級編制の標準)
第三条 公立の義務教育諸学校
の学級は、同年年の児童又は
生徒で編制するものとする。
ただし、当該義務教育諸学校
の児童又は生徒の数が著しく
少ないかその他特別の事情
がある場合においては、数学
年の児童又は生徒を一学級
に編制することができる。
2 各都道府県ごとの、公立
の小学校又は中学校の一学
級の児童又は生徒の数の基
準は、次の表の上欄に掲
げる学校の種類及び同表の
中欄に掲げる学級編制の
区分に応じ、同表の下欄
に掲げる数を標準として、
都道府県教育委員会が
定める。ただし、同年
年の児童又は生徒の数の
場合の一学級の児童又は
生徒の数の基準は、別に
政令で定める数を標準
として、都道府県教育
委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 二十人 十五人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 十五人

四 児童総数に千五百分の一を乗

一 学級総数に一を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」とい

一 休職者
二 女子教育職員の産前産後の休

道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができ

この法律の施行の際、現に公立

の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数に於いて第三條第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準として、その都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四條の規定の適用についての必要な調整は、政令で定める。

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれていた教職員の総数(第十條各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七條若しくは第八條又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七條及び第八條並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

4 公立の小学校の同学年の児童で

編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七條の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

三月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三日)

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法案

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

法

(目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部

をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 公立の小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費 三分の一

二 公立の中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

六 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費 三分の一

規模の条件及び同項第六号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種目)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三條第一項第一号から第四号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(政令で定める集団的な住宅の建設に基いて五月二日以降政令で定める日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校はあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当りの基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める児童又は生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の児童若しくは生徒の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加

算定するものとする。

第七条 第三條第一項第五号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行われたことに伴つて校舎の新

築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校はあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

第八条 第三條第一項第五号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行われたことに伴つて校舎の新

築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

3

第三條第一項第六号に規定する建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(児童又は生徒一人当りの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当りの基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める児童又は生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の児童若しくは生徒の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加

算定するものとする。

第七条 第三條第一項第五号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行われたことに伴つて校舎の新

えた坪数とする。

(一坪当りの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができ的部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができ的部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険

でない部分の坪数とする。

3 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に算すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金)

2 昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては、なお従前の例による。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)

3 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第百

四十七号)は、廃止する。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

4 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立学校施設災害復旧費国庫負担法

第一条中「公立学校の施設の整備を促進するため、」及び「及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設を削る。」

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「施設」とは、建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

第三条 及び第四条を次のように改める。

(国の負担)

第三条 国は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その三分の二を負担する。

(経費の種目)

第四条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

第五条の見出し中「事業に要する」を削り、同条第一項中「公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費」を「前条に規定する工事費」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政

令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第六条から第十一条までを削り、第十二条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県への事務費の交付)

第七条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

第十三条及び附則第三項を削る。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

5 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法

第一条中「並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校の危険校舎」を「及び公立の高等学校の危険建物」に、「当該危険校舎」を「当該危険建物」に、「これらの学校」を「公立の高等学校」に改める。

第二条から第七条までを削り、第一条の次に次の九条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

第三条 国は、公立の高等学校の建

物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費について、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その三分の一以内を補助することができる。

2 前項の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種目)

第四条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

一 生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の生徒の数を乘じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(生徒一人当りの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当りの基準坪数は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育

を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

（一坪当りの建築の単価）

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行うとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（工事費の算定方法の特例）

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、同条第二号に掲げる坪数が同条第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができ部分部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当りの基準坪数に基づく改築後の校舎が生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

（事務費の算定方法）
第九条 事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（都道府県への事務費の交付）

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（地方財政法の一部改正）

6 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

第三十四條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

（戦災復旧に要する経費について
の暫定措置）

7 前項の規定による改正前の地方財政法第三十四條第一項第二号の規定による学校の戦災復旧に要する経費についての国の負担に關しては、当分の間、なお従前の例による。

（新市町村建設促進法の一部改正）

8 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。